

長期継続契約の締結に伴う契約条項

長期継続契約を履行するにあたり賃貸人（以下「乙」という。）は、次に掲げる条項を遵守するものとし、当該条項は契約約款に準拠するものとする。

（条件付解除）

賃借人（以下「甲」という。）は翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除することができる。当該理由により契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償の請求をすることができないものとする。